

資源管理方針に関する検討会

(ベニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）)

日 時 令和7年2月12日（水）

13：00～15：06

場 所 境港おさかなパーク 大研修室

○木村課長 では、定刻となりましたので、ただいまより第1回資源管理方針に関する検討会「ベニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）」を開会します。

私、本日司会を務めます、境港漁業調整事務所資源課の木村と申します。どうぞよろしくお願ひします。では、座って説明させていただきます。

本日は、多くの方に会場にお越しいただいておりますが、Webexを通じたウェブ参加の出席者の方もいらっしゃいます。技術的なトラブルが生じるかもしれませんが、精いっぱい対応させていただきます。スムーズな議事進行に御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。

また、この関係で会場の皆様にお願ひです。御発言がウェブ参加者にも伝わるよう、必ずマイクを通じて御発言いただくようよろしくお願ひいたします。

ウェブで参加されている皆様には、事前にメール等で留意事項をお知らせしているところですが、発言を希望される場合にはWebexの手を挙げる機能、またはチャット機能を使って、発言を希望することをお知らせください。また、発言されていない方は、音声をミュートにさせていただくようよろしくお願ひします。

それでは、皆様のお手元の資料の確認を行います。資料1、議事次第から、資料5、漁獲シナリオ等の検討の計5種類の資料をお配りしております。不足等ございましたら、お近くのスタッフにお申しつけください。

次に、本検討会の配付資料及び議事概要、議事録は、後日、水産庁ホームページ上に掲載させていただくこととしておりますので、御承知おきください。

なお、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影は冒頭の水産庁挨拶までとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、主催者側の出席者を御紹介させていただきます。

まず、水産庁境港漁業調整事務所所長の日向寺でございます。

○日向寺所長 日向寺です。よろしくお願ひいたします。

○木村課長 水産庁資源管理部漁獲監理官付資源管理推進室の松島でございます。

○松島課長補佐 松島でございます。よろしくお願いいたします。

○木村課長 続きまして、水産研究・教育機構水産資源研究所新潟庁舎から、底魚資源部の木所副部長でございます。

○木所副部長 木所です。よろしくお願いいたします。

○木村課長 そのほかにも、水産機構の御担当の方にも御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、境港漁業調整事務所所長の日向寺から一言御挨拶を申し上げます。

○日向寺所長 皆様、こんにちは。水産庁境港漁業調整事務所所長の日向寺です。検討会開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず初めに、本日は御多忙の中、ウェブを含め、多数の皆様に御参加をいただき、誠にありがとうございます。

御存じのとおり、平成30年に漁業法が大幅に改正されまして、令和2年12月に施行されております。改正後の漁業法では、資源評価に基づいてMSYの達成を目標として、数量管理を基本とした資源管理を行うこととしておりまして、その一環として、これまでTAC魚種の拡大を推進してきているところでございます。

本日の議題でございますベニズワイガニの日本海系群（大臣許可水域）につきましては、令和5年5月に資源管理手法検討部会が開催されまして、関係漁業者の皆様や専門家の方々から資源特性や採捕実態等について御意見をいただきまして、意見や論点が整理されております。本日の会合では、最新の資源評価結果を御紹介した後、資源管理手法検討部会で整理された意見、論点も踏まえまして、水産庁で準備した資源管理の目標、それから漁獲シナリオをはじめとする具体的な管理の方向性の案をお示しし、皆様の意見を聞く予定としております。

今回は、一人でも多くの方に理解を深めていただきまして、皆さんと一緒に、資源をどのように管理していくのかをしっかりと議論していくことが目的です。専門用語など、分かりにくい言葉や表現、考え方等が出てくるかと思えますけれども、少しでも分からないようなものがございましたら、どんなことでも構いませんので、遠慮なく御質問をいただければと思います。

最後になりますが、本日の機会が有意義なものとなり、本資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助となるよう祈念して、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○木村課長 それでは、報道関係者の皆様におかれましては、ここまででカメラ撮影を終了していただくようお願いいたします。

ここからの議論については、進行役を設けることとし、日向寺所長にその役をお願いしたいと思います。

それでは、日向寺所長、よろしくお願いいたします。

○日向寺所長 日向寺です。では、改めまして、よろしくお願いいたします。

まず最初に、本検討会の進め方を説明いたします。本日は、まず、水産研究・教育機構からベニズワイガニの最新の資源評価結果につきまして、評価方法に係る基本的な内容を含めて御説明をいただきます。その後、資源管理手法検討部会等で整理された意見や論点と対応の方向性について、そして、資源管理の目標、漁獲シナリオ等の検討について、この順で水産庁から説明を行います。なお、今後のスケジュールにつきましては、資源管理の目標等に関する議題で併せて説明いたします。

それぞれの説明ごとに質疑応答の時間を設けますので、その際、御発言あるいは御質問がある方は挙手またはウェブの挙手ボタン等でお知らせください。こちらから指名をいたしますので、その後、御所属とお名前をおっしゃっていただいた上で発言をお願いいたします。説明は、質疑応答の状況を見ながら、15時をめぐりに小休憩を挟む予定にしております。

最後に、質疑応答が落ち着いた段階で、私の方から議論のまとめを行い、今後の進め方について説明をいたしまして、17時までに本検討会を終了とさせていただきたいと思っております。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

最初に、水産研究・教育機構から、資料3、ベニズワイガニの資源評価結果について御説明をお願いします。

○木所副部長 水産研究・教育機構の木所と申します。日頃より、皆様には資源評価の推進に関しまして、御理解いただくとともに、調査等で御協力いただき、感謝申し上げます。

それでは、私の方から、ベニズワイガニ日本海系群の資源評価結果ということで、スライドの方をお願いしたいと思います。

資源評価結果ということで、評価結果の概要と令和6年度の評価結果ということで、私、木所と担当の吉川の2人で対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ちょっとスライドが見にくいかもしれませんが、お手元の資料に全く同じものがありますので、そちらも御参照いただければと思います。それでは、着席して説明させていただきます。

それでは、次、お願いします。ベニズワイガニの資源評価方法ですけども、改正漁業法の方では、最大持続生産量、MSYを達成するために、そのMSYを実現する資源量、親魚量を目標として、その維持・達成というものが目標で定められていますけれども、残念ながら、ベニズワイ、皆さん御存じのとおり、深海、深いところに生息しているため、調査が大変難しく、ベニズワイガニの日本海系群にはそういった資源量やMSYの推定ができていないというのが現状です。そのため、ベニズワイガニ日本海系群では代替の方法、MSYが推定できないので、代替の方法で2系ルールというもので資源評価を行っております。この2系というのは、2番目という意味になってしまうわけですけども、1番目の方法というのは、漁業法の下でうたわれていますMSY達成、そのための資源量とMSY、それを維持するための漁獲努力量、そういったものが資源評価で行うわけなんですけども、残念ながら、ベニズワイガニではそういったものができないということで、2系ルールというものを採用しています。

では、その2系ルールというのはどういったものかということですけども、下にありますとおり、漁業情報をベースにした資源量指標値、それを基に目標水準と漁獲管理規則を策定し、それでABCを算定する。そういった手法になっております。

では、次、お願いします。2系ルールでは具体的にどうやって推定しているかということですけども、まず、資源量指標値をどうやって求めるかということが大事になってきます。では、その資源量指標値の考え方なんですけれども、上に図の絵がありますけれども、左上に、ある年の海の中にベニズワイが多い、または少ないと、その右側にありますとおり、1籠当たりに入るカニが多い、少ない、つまり1籠当たりに入るカニの量を指標値として資源評価を行う考えになっております。それに用いるデータ、これにつきましては、漁業者の皆様から提出いただいております漁獲成績報告書、このデータを基に、1籠当たりに入るカニが多いか少ないか、そういったものを把握することになっています。そのデータを基に毎年の資源量指標値を求めて、毎年毎年やって海の中のカニが多いか少ないかという、そういった指標ができるということで資源評価というものを行っています。つまりこの資源量指標値が高ければ資源量が多い、少なければ資源量が少ないという、資源評価を行うということになります。では、こういった資源評価を基に、今回話題になりますけ

れども、翌年に獲ることができる量がどうやって決まるかということについて紹介します。

次のスライドをお願いします。まず、資源量指標値、毎年行っているわけですが、それを基にどうやって翌年獲れる量を決めるかということですが、まず、大事なのが、この資源量指標値を使ってカニを長く獲り続けられるような目標を定めるとというのが一番大事になっております。その目標に対して、今の資源量指標値、毎年の調査を基に資源評価を行い、その目標に対して多いか少ないか、どれくらい多いか少ないかという、そういったものを評価して資源評価を行うということになります。その評価結果を基に、下の水色の枠の中にありますけども、海の中のカニの量が、いわゆる資源量指標値で目標水準よりも高いという結果が得られれば、翌年の漁獲量を増やしてもよいという、そういった提案になります。ただ、残念ながら、この目標の値よりも資源評価で得られた資源量指標値が低いとなると、漁獲量を制限しましょうと、そういった提案になってしまいます。ただ、漁獲量を制限するのが今後ずっと制限するのかというと、そうじゃなくて、減らしたことによって、親ガニを守るとか、さらに、残ったカニが成長するとか、そういったことによって海の中のカニが増えて、その後の資源評価によって目標よりも高くなれば、制限ではなくて、今後はさらに増やしてもよいという、そういった形になります。では、具体的にどれくらい水準が高ければどれだけ増やしていいか、少なければどれだけ減らさなきゃいけないかという、その辺につきましては、実際に漁獲管理規則を求めてやることになるわけですが、その辺につきましては、具体的な資源評価結果を基に説明並びに紹介させていただければと思います。

では、次のスライドをお願いします。以上のように、2系ルールの資源評価を行っているわけですが、ここでちょっと参考としまして、ベニズワイガニにつきましては、許可水域によって、皆さん御存じのとおり、大臣許可水域と知事許可水域となっていて、それぞれ漁船とか資源状況も異なりますので、ベニズワイガニでは日本海系群の中でも大臣許可水域と知事許可水域、それを分けて資源評価というものをを行うとともに、翌年どれだけ取っていいかという量を個別に提案するという、そういったことになっております。

では、また次のスライドをお願いします。今紹介しました2系ルールというのは、漁獲データを基に資源評価、資源量指標値というのを求めているわけですが、この漁業データを用いているということで、一つ問題があります。というのは、調査船ですと、毎年同じところを調査していますので問題がないんですけども、漁業データは漁船が毎年同じ場所に操業するわけではなく、年々によって操業位置が違ふ、それによってデータが偏

ってしまうという、そういった問題があります。こういった問題があるかということについて、ちょっと簡単に説明させていただきたいと思います。例えばここに、図でありますけども、A年とB年、これは全く同じような資源状況なんですけども、この赤いところにはカニがたくさんいて、青い海域にはあまりカニがない、ただし、A年というのは赤いところでたくさん船が操業している、B年というのはカニが少ない青いところで操業している、こういったような状況を考えます。そうすると、A年というのはカニが多いところで操業していますので、漁獲データとしてはたくさんいるようなデータになります。一方、B年の方は、A年と同じ資源状況なんですけども、カニがないところでたくさん操業してしまう、そうすると、A年よりも資源量が少なくなってしまう、そういったような漁船の操業位置による偏りっていうものが生じてしまいます。こういった状況になってしまうと、やはりよくないということですので、資源量指標値を計算するときには、こういったA年、B年、操業位置の偏りというものを補正して、どんな年も漁船が同じような場所で操業しているという、そういったような偏りを補正して計算を行っております。この辺の作業のことは研究者の方は標準化というようなことを言っているわけなんですけども、そのような補正をしながら、なるべく適正な資源評価ができるように研究者の方で努めているということになります。

以上のような方法を基にベニズワイガニの方の資源評価を行っていて、次から、最新年の方のベニズワイガニの資源評価結果について説明させていただきます。

次のスライドをお願いします。この資料は、それでは、昨年9月27日に公開させていただきましたベニズワイガニ（日本海系群）の資源評価というふうになります。図1にベニズワイガニの分布状況について示しておりますけども、水深400mから2,700mと非常に広い海域に分布し、分布の中心は1,000mから2,000m、漁業もその辺が中心に行われているということになります。この海域は大臣許可水域と知事許可水域に分けて、それぞれ評価を行っております。

右側の図で、漁獲量の推移とありますけども、青で示していますのが今日対象となります大臣許可水域の漁獲量、下のオレンジのところは知事許可水域の漁獲量の変化となっております。大臣許可水域では、1980年代、かなり高い漁獲量があったわけなんですけども、その後、減少傾向になっており、特に、近年はちょっと低めになっている。増減を繰り返しながら減少している。それでも2023年は増加して、5,939トンとなっております。一方、オレンジの知事許可水域ですけども、こちらの方は長期的には減少傾向にあり、その後、

横ばいになっているわけですが、大臣許可水域に比べて変動が少ないという、そういった特徴があります。

では、次のスライドをお願いします。こういった海域別に資源評価を行っているわけですが、先ほどベニズワイガニの資源評価で重要な資源量指標値、その変化について紹介したいと思います。資源量指標値につきましても、知事許可水域、オレンジ色のところと、本日対象になっています大臣許可水域の方、青で示しております。それぞれ両海域とも、1990年ぐらいにかけては減少して、ちょうどその時期が低かったわけですが、その後、知事許可水域につきましても増加傾向、一方的に上昇しているという、そういった変化を示しているのに対し、本日対象になります大臣許可水域に関しましては、95年ぐらいに上がったと、また2000年に下がり、その後、2010年にかけて増加した後、また2020年ぐらいに減少をし、また近年は急激に回復しているという、このようにかなり増減が激しい、そういったような変動を示しているというふうに判断しております。

では、次をお願いします。このような資源量指標値を基に、では、どのようにして資源評価を行っているかと、目標値を定めているかということについて紹介したいと思います。まず、左の図が先ほどの大臣許可水域の資源量指標値の変化を示していますがけれども、この資源量指標値の変化に、このちょっと右側の方、見にくくて申し訳ないんですけども、パーセントというのが書かれていると思います。このように過去の資源量の変化、大体真ん中ぐらいを50%水準というふうにして、そこから、その真ん中より50%低いところを40%、20%、5%と、さらに真ん中よりも高いところを60%、80%、95%というような形で変換を行っています。この変換方法につきましては、ちょっとなかなか難しいところもあるわけですが、それぞれ50%の辺りにたくさん出やすいといえますか、確率的なものを考慮しながら、こういったような確率的なパーセントというものを与えております。この中で、先ほど資源評価で目標を定めることが大事というふうに紹介させていただきましたけれども、私たち研究者の方で、これの目標水準として80%というものを定めさせていただいております。何で80%が目標かということなんですけれども、この辺につきましては、研究者の方でいろいろシミュレーション等を検討させていただき、情報というものが少ない、ベニズワイのように情報が少ない中でもいろいろな想定、資源量条件を大きく振れるとか、あんまり振れないとか、資源状況が多くなったり少なくなったりとか、いろいろな想定した下の中でも、その中でこういったパーセント水準の値の中でも、どの辺を目標にすると資源の安全性と漁獲量が両立できるかという、そういった検討をした結果、80%ぐ

らいの水準がよろしいだろうということで、この辺を目標というふうに定めさせていただいています。この80%の基準に最新年の、2023年の資源状況というのを資源量指標値で見ると61%水準というふうに相当しますので、いわゆる目標値よりも若干低いというふうに判断しているということになります。先ほど紹介しました目標水準80%よりも多ければ、過去よりも取っていい、それを下回れば制限しなきゃいけないということで、この評価結果を基にすると少し次年度以降は制限しなきゃいけないという、そういったような提案を研究者の方からさせていただいているということになります。

では、どれくらい制限する必要があるのかということで、右側の図5にありますけども、そういったものを漁獲管理規則案として事前に研究者の方で提案させていただいているということになります。この図の見方ですけども、横軸に、先ほど言ったパーセント水準、今の資源状況は何%水準にあるかということで、縦軸がパーセント水準に対応した来年の漁獲量、どんだけ増やしていいか、減らしていいかという、そういった比率を書いております。その関係がこの黒線になります。この黒線を見ると、ちょうど緑の点線のところ、80%水準のところ、漁獲の増減係数、増やしていいか、減らしていいかという、そういった係数が1.0となっていて、80%を超えればもっと増やしてもいいと、80%を下回ったときは減らしましょうという、そういったことになります。この黒線の漁獲管理規則案を基にすると、現状の資源水準というのは61%となっておりますので、次の漁期に増減させる係数は0.91、91%にしましょうという、そういった提案を研究者の方からさせていただいているということになります。

では、次をお願いします。では、その91%というのを基に、何に対しての91%で、実際、2025年の漁獲量というのはどういったものが提案されているかということですけども、この0.91を掛ける対象というのは直近5年間、2019年から2023年の平均漁獲量、黒丸のところですけども、これに先ほどの資源評価から求めた係数、0.91というものを掛けて、それで2025年の算定漁獲量というものを定めています。その結果、平均漁獲量というものが4,896トンですので、その0.91を掛けますので、4,453トン、赤丸のところというふうに提案させていただいているということになっております。

では、次をお願いします。以上が大臣許可水域なわけですけども、参考までに知事許可水域の方の資源評価結果についても紹介したいと思います。知事許可水域につきましては、1990年以降、右肩上がりになっていて、最新年の資源評価では、2023年の資源量指標値というのは93.2%水準ということで、こちらは目標よりも上回っているということで、事前

に定めています漁獲管理規則、それを基にすると93.2%ですので、その増減させる係数というのは1.07、つまり107%になります。

では、次をお願いします。ということで、知事許可水域の方は、過去5年平均の漁獲量5,855トンにその資源評価結果から求められた増減させる係数1.07を掛けると、6,254トンが2025年の直近の漁獲量というふうに研究者の方から提案させていただいているということになっております。

では、次をお願いします。以上のように、資源評価の方では漁獲データを基に2系ルールというのをを用いて資源量指標値を求めて、それで、資源評価を行うとともに、次の漁期の漁獲量というものを提案させていただいているわけです。ただ、研究者の方では、そういった漁獲データのほかにも、調査船による調査結果、そういったものを用いながら、ベニズワイガニの動向とか、なぜ減ったり増えたりしているかという、そういう調査というものを行っております。例えば、この図は隠岐西方海域の調査船調査による対象組成、漁獲サイズが9センチですけども、それよりも低いものも含めて、ベニズワイガニの状況というものも把握しています。それを見ますと、このように、2020年には、この図にありますけども、小さいのがいたのが、2021、22、23、24と、どんどん大きくなっていて、近年はそういったものが漁獲対象になっているということが把握されております。このように、最近、小さいカニが多くなっているというのは、2014年ぐらいの調査から把握しているわけなんですけども、このような漁獲前の資源状況、サイズ組成というものを把握することによって、今後どんなふうになるかという、そういったものも把握するのに努めているということになります。近年、大臣許可水域では資源量が急激に回復しているというのがありますけども、要因として、このように数年前に、2020年ぐらいからですかね、急に生き残りのよい状況となって、このようにたくさん生き残って、カニが大きくなり、近年漁獲対象になって資源状況がよくなってきたという、そういったこともこういった調査から示されているということになっております。こういったものも今後いろんなところで情報提供しながら、資源評価、漁場利用とかいうのにも貢献できればと思っております。

次のスライド、お願いします。こういったものは、知事許可水域でも、但馬沖とか、富山湾とか、白山瀬、こういった海域でも調査を行って、今後どのような変化にあるか、数年後には増えるかとか、数年後にいなくなるかとか、そういったものについても把握というものを行っているということになります。今後、資源評価とか、来年の漁獲量の低減とかに役立てればというふうに考えております。

では、次をお願いします。この辺につきましては、ちょっと難しい話になって申し訳ないですけど、先ほどの資源水準、何%水準というふうに紹介させていただきましたけど、その決め方についてもう少し補足させていただきたいと思います。このパーセント水準につきましては、大体、この赤線でありますけども、過去の資源量指標値が多くなったり少なくなったりしているわけですけども、この辺が50%付近のデータが最も多い、そういった確率的に多く出るよという、そういったことを指標値のデータを、釣鐘型の正規分布、いわゆる真ん中にたくさん出るけども、端っこはなかなか出ませんよという、そういったような分布を仮定して当てはめて、それで、下側からこの分布の確率っていうものをどんどん足して行って、それで真ん中の50%、下から足して行って80%のところ为目标水準で、全部足すと100%になるという、そのような決め方を行っています。こういった決め方について、耳慣れないし、何か随分特殊なことをやっているなというふうに思われるかもしれませんが、こういった方法というのは身近なところでは、よく高校受験とか大学受験のように偏差値というもので利用されていますけれども、それと同じような考えで求めているということになります。つまり、偏差値が高いような、パーセントとして高いものはなかなか出ないような、そういったところ、ですから、80%、高いところが目標、そういったところを維持するのが大切だという、そういったことになります。

では、次をお願いします。今回、情報がないので、どんな状況にも大丈夫だろう、問題ないだろうということで、目標水準80%水準、0.8と書いていますけども、そこを提案させていただきますけども、これは本当に情報がない場合でも大丈夫というような水準で、ちょっとかなり安全を見越した形で提案させていただいています。今後、ベニズワイの生態とか資源状況、そういったものの情報があれば、もっと目標水準、いわゆる目標値というものの0.8だと安全、低いところ、0.7とか、0.5とか、そういったところにも設定することができればと思っております。

ただ、その場合、0.7とか0.65にすると、漁獲量を多くする範囲は広がるわけなんですけども、ただ、その目標を下回ると、青線で描いてありますけども、下回った瞬間に急激に漁獲量を現状よりも低くしなきゃいけないという、そういったところも一つ問題としてあります。また、今の提案している規則ですと、どんなに資源が増えても1.1倍ぐらいしかならない。これはかなり安全を見越しているからなんですけども、そういったものにつきましても、今後、ベニズワイガニのいろいろな状況を踏まえながら、研究者の方で別の提案ができるように努めてるということになっておりますので、この辺につきましても、

今後またこちらの方ではさらに検討を進めて、よりよい提案ができるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の方から、資源評価の結果について説明を終了させていただきます。ありがとうございます。

○日向寺所長 木所副部長、ありがとうございました。

ただいま水産研究・教育機構から、ベニズワイガニ日本海系群の最新の資源評価結果についての説明がございましたけれども、これについて御意見、御質問がございましたら、挙手またはウェブの挙手ボタンを押してください。こちらの方から指名いたしますので、御所属、お名前を述べていただき、御発言をお願いいたします。

○参加者 まず、1点、1980年代から資源の評価、基準が出ております。1980年代といいますと、船の形態も隻数も違うデータ、しかも、70万トンとかになっているんですが、なぜこの1980年代のデータを今まで計算式で載せているのかということが1点と、それから、漁獲管理規則案について、資源の水準が目標管理基準値案として80%でございます。今の御説明である程度分かりましたけど、最終的にABC評価にするときに、これをもう少し下げてくださいという考えはございませんでしょうか。この2点についてお願いいたします。

○木所副部長 ありがとうございます。

なぜ1980年からかということですが、基本的に資源評価につきましては、データがあるだけ長く使うという、そういうのがあります。そしたら、なぜこの80年からということ、80年から信頼できるデータがあるからということなんですが、その辺につきましては、担当の方から後ほど詳しくまた紹介させていただきたいと思ひます。

あと、80%ということですが、これは提案する際に研究機関会議という研究者の会議の方でいろいろ議論した結果、特にベニズワイガニにつきましては情報が少ないということで、いわゆる標準的な、どんな条件でもまず安全だという、初めてですので、安全を見越してこういった水準を提案させていただいているということになります。ただ、今後、さらに情報が追加されたりすると、またこの辺をさらに研究者の方で検討をして、もう少し安全を見越してもいいんじゃないかという、そういった検討っていうものは今後進められていくということになります。今のところは0.8ということで提案させていただいているということで御理解いただければと思ひます。

ただ、この辺につきましては、あくまでも研究者の提案ですので、もう少し低くする、そうすると資源崩壊のリスクが増えるわけですが、そのリスクというものを、漁業者なり行政の方がもう少しリスクを取ってもいいのではないかという、そういった話がこういったステークホルダー会議で得られれば、そちらの方が合意することもあり得るかというふうに考えております。

では、なぜ1980年からかということにつきまして、担当の方から補足がありましたらお願いします。

○吉川研究員 担当の水研機構の吉川です。御質問ありがとうございました。

1980年代からデータ使っているという件につきましては、木所副部長から説明がありましたとおり、基本的には長期で資源状態を判断していく方が望ましいという判断から掲載させていただいています。過去と状況が違うのではないかというのは、まさに御指摘のとおりでして、隻数とか漁場も今とは違ってはいますが、その点については、先ほどもちょっと説明の中に標準化という言葉が出てきたかと思えますけれども、その手法を使いまして、現状なるべくできる範囲で最大限そこは補正しているという理解ですので、現状今示しているデータとしては、今使える中で最大限補正されている、信頼できるものというふうに理解しております。

○参加者 はい。

○日向寺所長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますか。

ないようですので、(2)の議題はこれで終了したいと思います。

それでは、続きまして、水産庁の方から、資源管理手法検討部会等で整理された意見や論点と対応の方向性について説明をいたします。

○木村課長 境港漁業調整事務所資源課長の木村でございます。私の方から、資料4、資源管理手法検討部会等で整理された意見や論点と対応の方向性について御説明させていただきます。

資料の方を御覧ください。資料の1ページ目が目次となっております。

次に、2ページ目ですが、こちらが資源管理手法検討部会で整理された意見や論点を一覧でまとめたものとなっております。

次のページ以降、それぞれの御意見等に対して対応の方向性を御説明してまいります。

まず、3ページ目です。(1)漁獲等報告の収集についてということについて、①各市

場での計量や換算方法等について調査し、正確な漁獲量を把握する体制の整備が必要であるという御意見がありました。そちらへの対応の方向性として、まず、日本海ベニズワイ漁業については、現状においても省令等に基づく管理措置としての漁獲量の報告を行うこととされている状況でございます。今後、新たな漁業法に基づくTAC管理が開始された場合には、法に基づくTAC報告が必要となりますと、このため、引き続き現場の報告の負担感を軽減するデジタル化の推進などの対応に努めていきたいと考えておりますというところでございます。

次のページをお願いします。漁獲量報告の収集のイメージでございます。上の段の黄色の部分、大臣許可漁業でございます。漁獲量の総量の管理、いわゆるTAC管理というものは、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までに国への報告を行うということとなっております。もう一つ、漁獲割当てによる管理、IQ管理の場合ですけれども、陸揚げした日から3日以内、行政機関の休日を除くという形での報告を行うこととなっております。

次のページです。資源評価についてというところです。日韓暫定水域における外国漁船の漁獲量が不明確な中で、2系ルールの適用を含め、資源評価の妥当性について説明すべきという御意見がございました。対応の方向性でございますが、ベニズワイガニの資源評価については、分布特性、深海性のため、全ての分布域の科学的調査が困難であることや、生活史特性、加入までに長期間を要し、成長が複雑であることによって、現状では精度の高い資源量推定及び最大持続生産量、いわゆるMSYの推定が困難だという状況です。そのため、漁獲情報に基づく資源量指標値を用いた2系ルールによって、資源評価と管理の目標の提案を行っていきますという方向性です。2系ルールでは、不確実性の下でも持続性を確保しつつ、できるだけ多くの漁獲量を得ることが期待されます。一方で、算定されるABCが保守的な値であるため、TACの数量には漁業者等の皆様が満足されない場合もあると理解しております。今後、2系ルールの詳細について、丁寧に説明を進めていくとともに、ベニズワイガニの生物特性も考慮した資源評価の改善やTAC管理の運用の工夫についても検討を進めます。また、現状では日韓暫定水域の韓国漁船の漁獲データが得られていないため、より精度の高い資源評価を行うため、韓国との科学的な連携、協力の推進に努めてまいりますといった方向性となっております。

次のページをお願いします。また、資源評価についてでございます。前段は、知事許可水域においては、海域ごとに自主的な資源管理が行われており、資源評価と海域ごとの状

況が必ずしも一致するものではないと考えられるため、実際に操業する海域の漁業者の意見を十分に考慮すべき。関連して、ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についてというところで、資源評価について、漁業者が理解しやすいよう、資源の分布や成長等の生態的な知見や地域ごとの利用実態も踏まえ、どのようなデータを用いて、どのように評価したのか、丁寧に説明してほしいという御意見がございました。対応の方向性としてですが、ベニズワイガニ資源は、知事許可水域内において海域ごとに系群は分かれておらず、海域共通の資源であり、このため、知事許可水域全体で資源状態を把握し、各地域の漁業関係者が協力して資源管理に取り組むことが重要ですよというところを説明しております。次のところが、特に大臣の関係のところになりますが、研究機関の調査結果によると、ベニズワイガニ資源のサイズ組成は海域によって異なっており、加入状況や資源状況も海域によって異なることが指摘されております。このような調査結果で得られている、海域によって異なる資源状況を大臣許可水域全体の資源評価結果と併せて情報提供するとともに、必要に応じて資源管理措置への反映についても関係者の皆様と検討を進めてまいりますといった方向性となっております。

次のページをお願いします。資源管理についてというところです。御意見としては、大臣許可水域と知事許可水域では漁業実態や資源状況が異なるため、数量管理についても分けて検討すべきという御意見がございました。こちらへの方向性ですが、現状の資源評価では大臣許可水域と知事許可水域のそれぞれの水域について資源評価を行い、ABCが算定されております。また、両水域では漁業の管理主体や操業実態も異なることから、それぞれの水域についてTAC数量を設定して管理を行うことを考えておりますという方向性です。

次、資源管理についてです。TACが大幅に減少した場合、漁業者だけでなく、水産加工業等の地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、漁業者、水産加工業関係者等の意見を反映させた、無理のないTACを設定すべきという御意見がありました。また、ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項として、地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、流通、加工関係者等の意見を十分に反映させるべきという御意見がございました。対応の方向性ですが、資源管理に関する検討会、ステークホルダー会合では、漁業者だけでなく、流通、水産加工関係者も含め、誰でも参加が可能な会議となっております。事前に都道府県や関係団体を通じて、検討会の案内を幅広く行うなど、できるだけ多くの関係者に御参加いただけるよう努めるとともに、御要望をいた

できれば、水産加工業者等の関係者の皆様に対して、別途説明を行う機会も設けたいと考えております。会議の内容については、日本海ベニズワイ漁業については、これまでも漁業者別、船別の年間漁獲量を設定した数量管理が行われてきたことから、TAC管理開始後は漁業法に基づくIQ管理に移行することを検討してまいります。詳細については、資料5の方で御説明させてもらいたいと思います。

資源管理について、次は、日韓暫定水域における外国漁船、特に韓国の本資源の利用状況について説明してほしいという御意見がございました。こちらについては、韓国漁船によるベニズワイガニの漁獲データについては、韓国全体の漁獲量については韓国の統計情報として公表されていますが、日韓暫定水域に限った漁獲量については公表されておられません。今後、より精度の高い資源評価を行うため、韓国との科学的な連携、協力の推進に努めてまいります。

最後ですけれども、ステークホルダーで特に説明すべき重要事項についてというところで、日韓暫定水域における操業秩序の構築に向けた対応について説明すべきという御意見がございました。こちらについては、日韓暫定水域における操業秩序や資源管理の問題については、長年にわたり日本側から韓国政府に対応を求めてきているところでございます。上記に加えて、ベニズワイガニ漁業においては、両国の民間団体における操業ルールの構築や協議が実施されており、政府としても支援、助言を行っているところでございます。引き続き両国の民間協議等を通じて操業秩序の構築を図っていただくとともに、政府としても引き続き支援、助言を行ってまいりますという方向性となっております。

資料の説明は以上です。

○日向寺所長 ありがとうございます。

ただいま水産庁から資源管理手法検討部会等で整理された意見や論点と対応の方向性について説明をいたしましたけれども、これにつきまして御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

何かございませんか。

では、この議題は一旦ここで終了したいと思います。

それでは、続きまして、水産庁から、資源管理目標、漁獲シナリオ等の検討について及び今後のスケジュールについて説明いたします。

では、お願いします。

○木村課長 では、資料5、資源管理目標、漁獲シナリオ等の検討について御説明してい

きたいと思います。

目次でございます。ステークホルダー会合で検討すべき事項ということで、①資源管理の目標（案）と漁獲シナリオ（案）、②管理方法（案）、③管理の対象範囲（案）、④管理期間（案）を御説明した上で、今後のスケジュール（案）を御説明するという流れとなります。

まず、①資源管理の目標（案）と漁獲シナリオ（案）でございます。こちらは、まず、基本的なルールとして御説明します。黄色の四角の部分でございます。資源評価に基づき研究機関から提案されている資源管理の目標及び漁獲シナリオの案を採用した場合、2年漁期のABCは、直近5か年、2019年から2023年漁期の平均漁獲量4,896トンに直近2023年漁期の資源量水準から求めた漁獲量を増減させる係数0.91を乗じて算出した4,453トンとなりますというものとなります。以下のグラフ等については、先ほど資源評価のところの説明したものと基本的に同じものとなっております。

次のページでございます。基本的なルールのほかにも検討の方向性（案）として御説明させていただきます。日本海ベニズワイ漁業については、日韓暫定水域の一部漁場が韓国漁船に占拠されている状況であることから、我が国漁船が漁場を十分に利用できていない状況がございます。資源評価で用いられている2系ルールでは、ABCは1籠当たりの漁獲量などから求めた漁獲量を増減させる係数と直近5か年の平均漁獲量を基に算出されることとなります。また、TACは当該ABCの範囲内で設定されることとなります。直近5か年の平均漁獲量は上記の漁場利用の実態に基づく数量となっており、日韓暫定水域の一部漁場が韓国漁船によって占拠されている現状では、我が国漁船の漁獲量比率も以前に比べ低下している状況となっております。

このため、我が国漁船が暫定水域の制約を受けない状態で利用する前提でTACを設定すべく、検討の方向性（案）として、直近5か年の平均漁獲量として、韓国船による漁獲も含めた数量を用いて、ABC、我が国漁船プラス韓国漁船分を算出し、過去に我が国漁船が暫定水域を制約を受けない状態で利用できていた当時の漁獲割合を基に我が国漁船分のABCを算出した上で、当該ABCの範囲内でTACを設定するという案を今後検討したらどうかと提案させていただいております。ただし、上記の検討の結果、我が国漁船及び韓国漁船の合計漁獲量が増大するという可能性があるため、資源に与える影響についても併せて注視していく必要があるという案となっております。

次のページでございます。こちらは先ほど説明した検討の方向性（案）を数字に落とし

たものでございます。以下は一つの案であり、今後さらに検討が必要だという前提で御説明させていただきます。2025年漁期におけるABCを算定する際に用いる直近5か年の漁獲量として日本漁船及び韓国漁船の漁獲量を用います。具体的には、直近5か年、2019年から2023年漁期の日本漁船及び韓国漁船の合計平均漁獲量2万5,764トンに直近2023年漁期の資源量水準から求めた漁獲量を増減させる係数0.91を乗じて算出した2万3,445トンをABC、こちらは日本漁船プラス韓国漁船分として、このABCのうち日本漁船分は過去の漁獲実績を基に33%とし、TACはその範囲内で設定するという提案となっております。こちらの計算を当てはめてしていきますと、2万5,764トン×0.91×33%ということで、7,737トンというABCの算出がなると、そういう一つの案となっております。

次、管理方法についての提案でございます。日本海ベニズワイ漁業については、これまでも漁業者別、船別の年間の漁獲量設定による数量管理を実施してきたところでございます。TAC管理開始後は漁業法に基づく漁獲割当てによる管理、IQ管理に移行することを検討するという提案をさせていただいております。具体的には、今後、以下を含むIQ管理の内容について検討をしていくこととなります。詳細については、この後、参考で詳しく説明させていただきます。

次、管理の対象範囲についてです。こちらについては、大臣許可漁業を行う日本海ベニズワイガニ漁業に係る管理対象の水域を管理対象とすると。すみません、ちょっとこれ、あれですね、図の矢印の位置が間違っておって申し訳ないです。今、矢印が指しているのは知事許可水域ですけども、こちらではなくて、大臣許可水域が対象範囲となります。失礼いたしました。

次に、管理期間（案）でございます。管理期間は、大臣許可漁業の休漁期間が7月から8月であることから、漁期開始と合わせ、9月スタートの翌年8月終了という管理期間を提案しております。

今後のスケジュール（案）でございます。本日の第1回ステークホルダー会合における議論を踏まえ、水産庁及び水産機構において必要に応じて追加の検討を行いまして、令和7年3月までに第2回ステークホルダー会合を開催したいと考えております。

次、漁獲割当てによる管理（IQ管理）制度の概要について御説明していきたいと思っております。

○松島課長補佐 ここからは説明者が代わりまして、私は、冒頭御紹介いただきました水産庁資源管理推進室の松島と申します。私は、日本海と九州のTAC管理全般を担当して

おりまして、境港は、アジ、サバ、イワシの関係でよくお邪魔させていただいております。ただ、ベニズワイの皆様とはこのようにお会いするのはほとんど初めてだと思います。今後お世話になるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、参考の資料なんですけども、せつかくの機会なので、皆様もう船別に漁獲量を割り当てられる管理をやっていたらいいんですけども、前の方の説明でございましたけども、漁業法に基づくI Q管理となると、これまでと少しやり方が変わってきます。具体的に言うと、漁業法が改正されまして、今、サバですとか、マイワシですとか、クロマグロ、I Q管理やっていたらいいんですけども、魚種統一的に基本的ルールは同じやり方というか、考え方ですね、基本的に統一的にやっておきまして、もちろん細かいところは違ひなんですけども、それぞれ法律の中に書き込まれている状況でございまして、かなりルールが決まっているような状況でございまして。では、そのようなものがどういったものなのかっていうのを、せつかくの機会、お時間いただきまして、少し御紹介させていただきたいと思ひてございまして。座って御説明させていただきます。

めくっていただきまして、スライドでいうと11番でございまして。こちらは模式図になっていて、T A Cっていうのは、基本的にはいろんな団体ですね、例えばサバでいうとまき網が獲っていて、太平洋のところの底曳きが獲っていたりするので、あとは都道府県の皆さんですね、獲っていたりするので、それを分けていくっていうのからスタートしていくんですけども、このベニズワイ大臣許可水域は、この2番のところですね、いろんな管理区分が4つ並んでいますけども、ここは分かれずに、まずはカニ籠の許可の大臣管理の方に1本で行くことになる、それはこれまでとは変わらない状況です。

その先なんですけども、皆さんでいうと、総量はこれですよと決まった後に、各船に何トン、何トンですよって、数量で割り当てられていると思うんですね。漁業法でちょっと違ひなのが、まず、そこの次に来るのは、数量ではなくて、3番のところを見ていただきますと、パーセントというのが来ます。要は、毎年のT A Cと申しますか、総量って毎年変わるんで、各船がそのどれだけの割当ての持分、シェアと言ったり申しますが、そういった割合を持つのかというのを定めることが最初になります。その決め方というのが、過去の漁獲実績を基にしたり、あとは、実績だけではどうしても分からない部分があるので、各船ごとに均等に割り振ったりっていうようなことを組み合わせたりするんですけども、そういったことで、まずは皆さんにどういった割合、T A Cのうちどれだけ持分ござい申すかというのを船別に割り当てるといふようなことが始まりまして、それに、さつき申し

上げました毎年変わるTACの数量を掛け算すると船別の数量が出てくるという仕組みになっているというところです。ですので、何かパーセンテージっていう数字が出てきたり、トン数っていう数字が出てきたりっていうところがこれまでと漁業法による管理との違いでございまして、これからの話も、私はなるべくそこを分けて話すようにしたいと思うんですけども、まずは割合があって、掛け算した結果、数量というのが出てくるよというのをまず御理解いただきたいと思います。

もう一つ注目していただきたいのが、3番のところに割当て割合を設定と書いていますけども、じゃあ、その割合っていうのは一体全体どれぐらいの有効期間があるんですかというようなこともあります。これは漁業法では5年間を基本とすると書いてございますけども、やっぱり5年間、毎年割合一緒だと、最初はちょっとそれは困るというようなこともあるかと思えます。といったときは、これを短くすることもできます。今の既存のIQをやっている漁業でも、やはり皆さん、いきなり最初から5年間固定されるっていう思いがあるので、1年ごとに見直しをしたり、長い場合は2年間というのもございますけども、まだ5年間やっているところはないです。1年ごとにその割合を計算し直して、じゃあ、来年は何%でいきましょうということをやりながら進めて、ただ、ゆくゆくはIQというやはり安定的に割り当てられた数量の中で計画的に操業していただくというのが基本的な考え方でございますので、ゆくゆくは長い期間、割合を設定して独自の経営のことを考えながら管理をしていただくという方向には行きたいんですけども、まずは当面はそういった短い期間の設定も可能というところでございます。

これが大枠でございまして、幾つかちょっと細かい点を次のページから御説明させていただきます。

12ページ、スライド12番でございますけども、ここにいろいろ決めなければいけないこととか書いています。特に見ていただきたいのが2番の、先ほど申し上げました漁獲割当て割合という、これはパーセントですね。パーセントっていうのが一番やはり重要な部分になってきます。これをどう決めるかっていうのは、皆さんといろいろと今回ステークホルダー会議でまずは議論するんですけども、今後、IQ管理進んでいってなった場合は、ステークホルダー会議とは別途の枠組みで、IQ管理をどうやっていましょうかという御相談をやらさせていただきます。ですので、この分を今日決めることは全くないです。申し遅れてしまったんですけども、ここは今日決めることはないので、今後決めていく話なんですけども、特にこの2番の部分が今後皆さんと御議論させていただく内容かなと思

っております。

例えば1つ目、3つポツございますけども、有効期間、先ほど申しあげましたパーセンテージって、何年有効にしましょうかと、何年更新にしましょうかという話です。そもそもパーセントをどう決めるんだと、ちょっとこれは後で詳しくします。そういった話をどうするかと。あとは申請期限、これは皆さんが申請していただいてという手続になりますので、そういった申請期限をどうするかということもございます。2ポツ目は、繰り返しになりますけども、有効期間をどうするのかというところです。3ポツ目が、特に重要ということで、設定の基準っていうところで、繰り返しになりますけども、実績を勘案したりとか、あとは採捕の実態等っていうのは、これはやはり年によって漁を休んだりとかということもあるので、実績ベースでは全て各漁船の漁獲能力っていうのが反映できないようなことがあれば、実績によらない均等で割りましょうっていうようなことを組み合わせるということをやっているようなこともございますので、そういったことを議論していくことがございます。

その他と書いてございますけども、報告の期限を、これはI Qになりまして、船別の枠をしっかりと管理していく必要があるということで、陸揚げ後3日以内ということでお願いをしています。これは土日祝日を除きますので、例えば金曜日に陸揚げをしたとすれば、土日はカウントしないので、月、火、水曜日までに御報告を、祝日を除いてということでございますので、そういったことを報告期限、一律でお願いをしている状況でございます。

下のスライド13でございますけれども、細かい点で申し上げますと、これまで各船が何トン持っていましたとかいうのはなかなか表には出てなかったんですけども、漁業法に基づくI Qになると、各船ごとに割当てが何トンですよというような情報もホームページに掲載させていただくようなことになってきてございます。皆さんは多分もう既に御覧になっていればあれなんですけど、例えばサバとかイワシでも、船別に何トンのI Qありますよっていうようなことを、今、水産庁のホームページで既に掲載されているような状況です。クロマグロでも、境港の市場関係者の皆様は御存じかもしれませんが、何丸がクロマグロの割当て何トンですよと、後で出てきますけども、枠がどういった移動をしていますよと、移転っていうか、枠を譲ったり、譲り受けたりできるので、そういったことがどういったことになっていきますかと、全部、今掲載されているような状況でございますので、そういった点も漁業法に基づくI Qになって、少し変わってくるかなというところでございます。

ページめくっていただきまして、ここは、ちょっと分かりにくいんですけども、やはり皆さんが一番気にするところですね、一体パーセントっていうのはどう決めているのでしょうかというところを、一つの案として、具体的なイメージを持っていただくために書いたところがございます。ちょっと内容が複雑で恐縮なんですけど、少しずつしゃべりますけれども、分かりにくかったら、その点、遠慮なく聞いていただきたいと思います。

まず、割当て割合、各船何%ですよっていうのは、基本的には皆さんが申請をしていただきます。こちらから勝手に、許可を持っているので、あなた何トンですよって、勝手にこちらが設定することはないので、あくまで手続的には、漁船側から何%申請しますよっていう形で申請を受ける形でスタートします。各船から、私、何%下さいと、100%がトータルの分母なんですけども、100%の中で何%希望しますという申請をいただいて、それが100%を超えてなければ、皆さん希望する数量が100%を超えていないので、もうそのとおり、希望するパーセントをそのままお渡ししますというような、設定しますということなんですけども、えてして100%を超えてくる、例えば20%を6隻申請していたら120%になってきてしまうので、そうすると、あらかじめどういうふうにするかを割り振りますかというルールを決めておいて、それを公表しておいて、要は水産庁が勝手に何か塩梅でやったってということにならないように、誰が計算してもそうなりますよねと、透明性が高い形でやるように、そういったことを定めておくというのが、それがこの基準というものなんですけども、そういったことをやっています。それはこのページの(2)というところなんですけど、これはあくまで1案です。これは過去にほかの魚種とかでやっている例なんかを基にやっているんですけども、具体的にどういうように決めているかということ、実績割っていうのは、実績を基にどれぐらい勘案しますかというようなこと、要は過去の実績ってやはり重要な観点ですし、漁業法の中でもちゃんと漁獲実績を勘案しましょうということになっているので、漁獲実績というのは船の能力とか漁業実態を表すことなので、実績値は必ず考慮することになります。それだけじゃなくて、均等割っていうのは、やっぱりその年によって実績変わるので、一部はみんな平等に割り振る部分もあってもいいのではないかっていう議論もあって、じゃあ、それぞれどれぐらいの比率で重みづけをしましょうかっていうのが結構な議論のところがございます。単純にもう100%、実績で割り振りましょうという考え方もあるんですよ。そうすると、例えば船が何かしら事情があって休まなければいけなかったってなると、1年、2年休んだ場合に、実績がなくなっちゃうと。そうすると、実績だけでやってしまうと、それはもうかなり低くなってしま

ので、やっぱり均等割は残してもらって、ある程度数量を確保するというような考え方もあると思います。それは本当に各業界さんの漁業の状況などもお伺いしながら、実績ベースがいいのか、やはり少し均等での部分も残しておいた方がいいのかみたいなことをしっかり御意見を言っていただきながら、この割合というのを考えていくということです。そこから先はどうやって計算するかなんですけれども、単純に言うと、実績を10割カウントする要素があるとすれば、その何割を実績で見て、残りを均等割で見るか、そういった考え方で設定するというので、下に計算式ありますけれども、ちょっと複雑なんで、そこはまた見ていただいて御質問等いただければと思うんですけれども、そういったことをどれぐらいの重みづけをするかっていうのを皆さんとも御相談しながらやっていくんですよということを少しここで述べさせていただきました。

その下でございます。下の部分です。15でございますけれども、ここが先ほど申し上げました、まずは割合を設定するという事なんですけれども、あくまでここに2段に分けています。上の段はパーセントです。下の段が量になります。パーセントで求めて量が決まるってことなんですけれども、あくまで皆さんに申請していただくのはパーセントの部分、パーセントを申請していただいて設定されると、さっき言った基準も使いながら設定させていただくと、割合さえ決まれば自動的に数量っていうのは出てきますので、それは申請いただくのはパーセントなんですけれども、皆さんにお返しするときはパーセントと数量を水産庁側からお返しするという事になりますので、あくまで数量というのは水産庁側からもう一方的に、機械的に決まるものなので、お伝えしますよというような流れになっているところでございます。

次に、ページめくっていただきまして、割合と、あとは数量、I Qだと今でも、皆さん実際どの程度やられているかなんですが、移転っていうのが出てきます。やはり漁期当初に数量を設定されても使い切れないこともあるでしょうし、逆に言うと、もっと欲しいこともあるかもしれません。ほかの漁船が余っているので、ちょっと余っているんだったら、こっちに譲り渡してほしいっていうこともあると思います。これも割合と数量で分けているんですね。

ちょっと飛んでいただいて、先に数量の方に行っていただいてよろしいでしょうか。17ページなんですけれども、数量については比較的、もう誰でも、どういったタイミングでもいいので、漁期始まれば、船同士で合意していただければいつでも動かせるという状況になっています。我々としても情報管理の観点から申請はいただくんですけれども、船同士、

量を持っている同士が合意していただければ、申請していただければ枠を動かすことができます。特に盛漁期、明日にでも欲しいという厳しい部分あるんですけども、かなり短期間でこの申請も認可をしています。大体二、三日ぐらいいただければ、枠を動かせるような今手続もやっていますので、申請しても1か月後に枠が移るみたいなことはないです。ちゃんとそこはタイムリーに、皆さんの操業に影響が出ないように申請手続も行ってございますので、この量ってというのはもう比較的、漁期中にいつでもやれるような体制になっています。

一方で、戻っていただいて、パーセントっていうのは、ある意味、皆さんにとって、権利とは申し上げませんが、パーセントは結構重いことなので、パーセントがどんどん、もう簡単に動かしてしまうと、どんどん一部の船が集まってしまうというようなことも懸念されたわけでございます。ということもございまして、このパーセントということは、やっぱり動かすことはある程度慎重にやりましょうっていうような概念が漁業法に入っています。具体的には許可の承継とか、皆さん、今まで代船建造とかやっていると思うんですけども、許可の動きに合わせて割合を移せるっていうようなことが今基本的な考え方です。許可を譲り渡せば、それとともに割合も動かしますよというようなこともできるようにしています。ですので、先ほど言ったように、量については、いつでも誰とでもやり取りできるんです、毎年の数量ですね。割合については、やはりパーセントっていうとある意味権利的な部分が出てきてしまう部分も懸念されているので、そこはやっぱり許可の移動と一緒にという形で、ある程度そういった分に伴った移動に限定しましょうという形でやっています。

もう一つ、許可以外にも、同じ船主さんが1社で2隻持っていれば、同じ会社内であれば、もうそれは動かせるように、やっぱり同じ船でも経営戦略でどっちの船につけるかというので変わってくると思うので、そういった1社の方が2隻持っているようなことがあれば、その間の移動っていうのはできるようにしましょうっていうことになっているんですけど、それ以外はパーセンテージ自体の移行っていうのは比較的限定的にしているということです。これも一極集中を防ぐっていうので、やっぱり5年間で基本の考え方になっていることもあって、そういった、結構パーセントっていうのは重いものでございますので、そこはあまり自由にやるのはよろしくないだろうというような概念の下に出発しているということを御理解いただければなと思っています。

すみません、今日は本当はこの議題が主ではないんですけども、やはり今後、皆さんと

御議論させていただきたいというふうに思っていますし、今回それを御紹介する意義があるというふうに思いましたので、少しお時間をいただいて紹介させていただきました。ただ、今日の本題は前段のTAC、そもそもTAC管理に移行する場合のABC、TACの設定する考え方、目標をどうするのかというところが今日のメインの議題でございますので、そちらについて、特に皆さんの御意見をいただければなというふうに思っております。以上でございます。

○日向寺所長 ありがとうございます。

ただいま水産庁の方から説明いたしましたけれども、これにつきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

○参加者 資源管理の目標、漁獲シナリオ（案）について、お願いといたしますか、一言申し上げたいと思います。

1999年の新日韓漁業協定施行以来、暫定水域で長らく我々カニかご漁業者は操業してまいりました。その操業については民間協議会等々で会議を重ねて、ルールをつくりながら、操業秩序を保ちながら長らくやってきた次第ですが、近年、韓国漁船の圧力、船が多かったり、違法の操業等々があつて、暫定水域から我々は徐々に減少しております。しかしながら、暫定水域の中はまだ十分魅力的な漁場でありまして、それで、新たに漁獲量のシナリオをつくる時には従来あつた、当然我々が獲るべき数値、これを含めていただいて計算をしていただければ非常にありがたいなと思っております。

それと、C海域とされている大和堆の西側、ここの水域も欠落しております。ここでは申し上げませんが、諸般の事情で入漁制限がかかっております。その辺のことも考慮していただければ非常にありがたいなと思っておりますので、お願いいたします。

○日向寺所長 ありがとうございます。暫定水域の方も含めた形で、ABCを算出してもらいたいという御意見だったと思います。

ほかに何かございますか。

では、水研機構さん、どうぞ。

○木所副部長 水産研究・教育機構の木所です。先ほど水産庁の方から紹介ありました、日本と韓国の漁獲量比率ですね、この辺についてちょっとコメントというか、整理させていただきたいと思うんですけども、先ほど私の方で、研究者の方で紹介したABCというのはいわゆる日本の漁船のデータと日本の漁獲量、これを基に算定しているわけですけど

も、それを基に水産庁の方から韓国の漁獲量も合わせたというふうな解釈となっている、この辺どうやって整理したらいいかということなんですけども、基本的に資源評価の方では大臣許可水域の方の日本の漁船のデータ、これを基に資源評価を行っているわけですが、これをちょっと情報が私たちの方ではない、韓国の方まで広げて、それで資源評価を行っているというふうに解釈するとともに、日本だけの漁獲量でABC算定を行っているわけですが、ここは一旦日本と韓国の漁獲量合わせて、さらに、それを基に日本漁船の現在の比率ですね、それを基に算定すると、そのまま先ほど紹介した日本の漁獲量を基にしたABC算定ということになりますので、解釈的にはそういった日本の資源評価も韓国の方まで広げるとともに、それぞれの近年の漁獲実績を基に配分してあったりというような解釈ができるかと思います。

ただ、その際、研究者の方ではそういった、どういうふうに配分するかにつきましては、基本的には実行の可能性ということで、今の日本の漁獲量、そういったものをベースにやっているわけなんですけども、そこを水産庁の方では過去のところ、日本の方がもう少し利用したところということで、配分を変えるということで、そうすると合計値が日韓合わせた、実際の本当のABCよりもさらに多くなってしまうという、その辺の少しリスクが上がってしまうということになるわけなんですけども、その辺は今後、日本と韓国での共同管理とか、そういったことを進めてやっていくことで回避されるのかと思うんですけども、その辺、水産庁の方の考えっていうか、方針とかいうのを示していただけるとより分かりやすいかなと思うんですけども、その辺はいかがになってますでしょうか。

○松島課長補佐 ありがとうございます。

今、水産機構の木所副部長からのお話は、あくまで研究者の皆さんとしては科学的に妥当であるという考え方を基に算出されていて、我々としてもそれを尊重していくことは非常に大事だと思っています。ただ、どうしても今の資料の中で説明してきましたとおり、いわゆる2系ルールという評価のやり方だと、今の漁獲実績というのが実際に見えている、実際に水揚げされた数量を基にABC、TACが決まっているというような状況がございますので、それはやはり行政側としては、それを基に設定していくというのは、皆さんの本来操業できる状況を反映していないんじゃないかというような思いがございまして、研究者側の皆さんとしての提案でも本当にそのとおりだと思っており、それは本当に尊重すべきだと思っているんですけども、行政側の考え方も踏まえて、TACを設定していくというのが大事じゃなかろうかというふうに思っております。

ただ、今日もう一つお話があった、リスクが高まっていく可能性はもちろんあります。実際に獲れているよりも多く設定していくということは、現実的には、我々としてこれぐらい獲ってしかるべきだという数量をもってTACを設定していくとなるので、それを実際に獲っていった場合には、実際に今の漁獲量よりは上がる可能性はゼロじゃないと思っています。それは行政側としっかり認識していく必要があると思っていますし、そこはTAC化されますと、毎年のように研究機関さんに資源評価の状況を説明していただきます。そういった場面で、そういったTACを設定していた後に、やはり少し漁獲圧が高まっているようだということも出てくるかもしれないですし、そういったことがなく、これまでどおりの考え方でやっていけるかもしれません。そこはやはり毎年毎年の状況を見ながら、場合によっては軌道修正していく必要があるかもしれませんが、我々としては、やはりTAC開始を皆さんに御理解をいただけるのであれば、こういった考え方を基にまずはTAC管理をスタートしていくべきではなかろうかなというふうに思っているところでございます。ですので、決してこれを一回決めたら、もうこれをずっとやっていくと、これは別にベニズワイに限ったことではございません。ほかの資源でもそうですけども、まずはこの時点で我々としてやるべき、妥当だと思っているTAC管理のやり方でスタートして、今後、資源の状況を見ながら、皆さんと御相談しながら随時、いい方向にも悪い方向にも出てくるかもしれませんが、見直していくというようなことで、そこは状況を重視しながら、研究機関さんの助言もいただきながら、しっかり皆さんとまた議論していきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、スタートとしては、我々の御提案としてはこういった考え方の下にやっていってはどうかというので、まず皆さんに投げかけさせていただいて、今、その方向の御意見いただきましたけども、ほかの皆さんの御意見もいただきながら議論を進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○日向寺所長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問等ございますか。

どうぞ。

○参加者 御説明ありがとうございました。

目標の件なんですけども、基本的なルールだと、最近の漁獲状況からすると、かなり厳しい数値になるかなというところをちょっと懸念をしておったところなんですけども、そういったところをいろいろと御配慮をいただき、新しい検討の方向性も考えていただい

て、非常にありがたいかなというふうに思っております。日韓のところで、やはり共同で管理していくところが大事だということですので、そこら辺はやはり重要なかなと思っております。日韓合わせた漁獲量は、この資料を見ると大体23,000トンぐらいということで、日本の漁獲量は4,000トンぐらいということで、5倍ぐらい韓国の方がしっかりと獲っているという状況にあるので、そういったところで共同管理の必要性っていうのもほかの資源に比べて非常に大きいのではないかとこのところがありますので、そのところ、ほかの資源でのステークホルダーでも随時韓国に働きかけていきますよということではあると思うんですけども、ベニズワイについては漁場もかなり競合していると、同じところを使っているところもありますし、韓国の方はかなり獲っているということもありますので、そのところはしっかりと働きかけていただきたいなというふうに思っております。これはお願いです。

もう1点、韓国の方の管理の状況ですね。どういった形で管理しているかというような情報があれば、ちょっと教えていただきたいです。

○松島課長補佐 御意見ありがとうございます。

まず1点目につきまして、本当におっしゃるとおりでございます。念のため、皆さんも御存じだと思いますけども、韓国の漁獲量というのは暫定以外のものも含む、韓国漁船全体の数量でございますので、必ずしもこの数量全てを暫定水域で獲っているわけじゃないということは、繰り返しになるかもしれませんが、お伝えさせていただきます。そういった面もあるんですけども、特に暫定水域における操業秩序の問題も含めて、やはり韓国側との調整というのは非常に重要だと思っております。今後、やはり理想形としては共同で管理をしていくという状況の中で、まずは科学的なデータのやり取りですとか、そういった科学的知見っていうものの蓄積ということは重要だと思っておりますので、いろんなアプローチの中でも、そういった研究者レベルの交流というのはまずは議論の話題としてやっていくべきところじゃないかなと思っております。そういった点も含めて、そういう科学研究レベルでの交流を含めて、先方への必要な働きかけっていうのは今後もやっていきたいなと思っております。

それから、韓国の管理の状況でございますけども、最近韓国、日本と同じようにいろいろ資源管理に対して近年かなり大胆に変えているような状況ということで、我々もどの時点の情報がアップデートされているか、最新の情報かというのは私個人もすべからず把握できているわけじゃないんですけども、このベニズワイについては数量管理、TAC管

理の対象になっていると理解してございます。ただ、どういう形で、この数量を設定しているかということについて、そこまでなかなか我々としても公表データを見ていても非常に難しい部分ございまして、そういった点もあって、まずは科学的な交流だけでもできないかということは考えているところなんですけど、そういった根拠になった数字がどうなのか、なかなか分からないんですけども、そういった管理の状況ということはお伝えできるかなと思っています。

○日向寺所長 ありがとうございます。

○参加者 ありがとうございます。

もう1点、よろしいでしょうか。

○日向寺所長 どうぞ。

○参加者 このベニのステークホルダー会合については、先日も知事管理漁業の方で開催されて、そのときの議論として、2系ルールのところの評価について、やはり不確実性が高いというところで、そこは課題ですということで、そこら辺を検討した上で、TAC化した後もステップ管理ということで、段階的に、最初は厳密な数量管理はせずに、少しずつレベルを上げていくというような対応をされるということだったかと思います。その資源評価に関する課題とかは大臣管理漁業でも同様だと思いますので、やはりそこら辺の課題というのは共通だというふうに思っております、そういったところで、知事管理漁業と大臣管理漁業のTAC化のスケジュール的のところですね、大臣管理の方は今、IQの話もあって、恐らくすぐに数量の管理を厳密にやっていくような形で導入していくと思うんですけども、一方で、知事管理の方はステップアップということで、厳密な数量管理をするっていうのは少し先になるっていうところがあるかと思いますが、そうはいっても、漁場もかなり近いところもあったり、あと、水揚げや流通がかなりかぶってるところもあって、そういった中で、一方では厳密な数量管理をする、一方ではまだそういったことをしていないっていうふうになると、ちょっと混乱の元かなと思うので、そういったところを、知事管理と大臣管理のスケジュール的のところ、どういったお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○松島課長補佐 ありがとうございます。

まず、広い意味のTAC管理の開始っていうのはですね、数量管理をトータルとして管理を開始するっていう面では歩調を合わせたいなと思っておりますのでございます。ですので、漁業法に基づくTAC管理という大きくくりの面では同じタイミングでやっていくべき

であろうと思っているところでございます。

一方で、じゃあ、そのTACを開始した後にどういった管理ができるかという部分なんですけども、その部分で、知事管理の方ではやはりそもそも漁獲量の集計体制ですとか、そういったこともまずしっかり把握していく必要があるだろうというところがございます。ステップアップ管理というのを、要は、なかなか皆様になじみがない部分かもしれませんが、まずは漁獲量の報告体制っていうのをしっかり作っていきましょうというのがTACのステップアップの管理ということなんですけども、そこはやはり知事許可については、そういった青森から広い範囲でそういった体制をつくっていく必要があるということで、そういった段階でやっていく必要があると考えているところなんですけども、一方、大臣許可の皆様においては、現状、旧と申しますか、省令に基づく個別割当ての管理を取り組んでいただいているという状況がございます。ステップアップの一番目のまずは漁獲報告の体制をしっかりやっていきましょうという部分は、もうある程度、体制としては、皆さん整備していただいていると思っております。そういった面で知事許可の皆様の状況は少し違うのかなと思っております。御提案としては、同じTAC管理っていうのは変わらないんですけども、漁獲実態の把握からやっていきましょうということではなくて、最初から皆さん、これまでの個別割当ての管理をやっていただいているところですから、その形で最初からスタートさせていただけないかと思っております。もちろん詳細の、こういった形で設定する、ルールの方はしっかりその前に議論させていただきたいと思っておりますけれども、その方向で皆様と御相談させていただけないかというところが我々の思いでございます。そういった御提案をさせていただくというところがございます。

○木所副部長 すみません、水産研究・教育機構の木所です。2系ルールについての御質問があったかと思えます。2系ルールにつきましては、今、ベニズワイガニにつきましては、大臣許可も知事許可水域の方もベニズワイガニの特性を反映することができてない、一般的な一番デフォルトのルールとなっております。これ、当時の研究機関会議の方の議事録とかを見ていただきますと分かると思うんですけど、当時まだ研究機関として、大臣許可水域と知事許可水域、それを分けてやるべきかどうかという、そちらの方の議論の方が中心で、ちょっとまだ2系ルールの応用、そちらの方はなかなか進んでなかったというのが実情かと思えます。知事許可水域の方はステップ3に移る前に一旦また見直しというのがありますので、大臣許可水域の方につきましても、それと同じようなスケジュールで、

この辺の見直しというものを検討していきたいかと思えます。ありがとうございます。

○日向寺所長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますか。

では、どうぞ。

○参加者 2点ほどですけれども、1点は、先ほどあった日韓の問題ですね。繰り返しますが、ぜひとも水産庁さんの方にも韓国の問題について積極的に関与いただきたいと思えます。

もう1点は、すみません、資料4の8枚目のスライドのところに関してなんですけれども、市場の開設者としての意見として、このTACが大幅に減ったときに、生産者の方も、単一魚種を狙う漁業種類ですので、沖底とかまき網のように他の魚種に変えることもできないですし、あと、流通の方、カニの加工屋さんの方もベニガニ以外のものっていう体制は整えられてないという点、そういった点があります。例えば今5,000トンぐらいある水揚げが2,500トンとかになった場合に、陸の処理能力の方、流通加工業者さんの方が2,500トン対応になってしまうと、資源回復してから5,000トン水揚げしたところで、もうカニがだぶついて、しょうがなくなるとかいう、そういった経済的な部分も踏まえて、こちらの方のスライドにあるとおり、規制がTACを減少させなければいけないような局面になったときには、現場の方の、海の方、陸の方の両方の意見を丁寧に聞いて対応していただければなという要望でございます。よろしくお願ひします。

○松島課長補佐 御意見いただき、ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおり、資源管理を進めていくに当たって、本当に魚を取っていただく生産者の皆様がやはり重要だと思っています。それで御商売されている皆様でございますので、生産者の皆様がどう考えられるかっていう御意見を伺うというのももちろん重要なんですけれども、今、おっしゃっていただいたとおり、ベニズワイガニは特に関連産業が多い魚種だと思っています。アジ、サバ、イワシもそうなんですけれども、ベニズワイについても流通業者、市場関係者の皆様、加工業者の皆様、非常に裾野が広い、重要な魚種だと思っております。そういった中で、おっしゃるとおり、一度資源が減ってしまうと、そこに合わせていろんな能力が減ってしまうので、なかなかそれを戻すのは難しいというのはそのとおりだと思っています。そういった観点で、まずは極端にそういったことがならないように、皆さんと事前に相談していきながら、資源の状況を見ながら管理をやっていくというのが重要でございますし、そういった状況の変化、科学的にはこうなっている

んだよと、だからこれだけ抑えなければいけないという局面が出た場合には、それが急激に出ないようにということもしっかり考えていかなければいけないと思いますし、毎年資源評価やっただくことになっていきますので、そういった説明会も皆さんに御案内することによって、その状況の変化を少しでも皆さんに御理解いただくってというような場面を設けて、いや、聞いてなかった、いつの間にかそうになっていたということにならないように、生産者だけじゃなく、関係の皆さんにも御理解いただけるような情報の共有の仕方ってものを考えていきたいなと思っていますので、またお声かけ等、お力添えをいただく場面もあるかもしれませんけども、そういったことで進めていきたいなと思っているところでございます。

○日向寺所長 ありがとうございます。

では、議論も出尽くしたようなので、本日の意見の取りまとめをしたいと思います。

取りまとめ時間、休憩を兼ねまして、15時に再開したいと思いますので、15時に、それまでにお席にお戻りください。よろしく申し上げます。

14時39分 休憩

15時00分 再開

○日向寺所長 皆様、それでは、時間になりましたので、検討会を再開したいと思います。

本日、様々な御意見をいただいたところですが、事務局側としまして、次の2つの項目に整理できると考えております。

まず1つ目が、第2回に向けた課題としまして、資料5のスライド3から8で示した方向性で今後検討を進めることとし、その具体的な内容について、次回ステークホルダー会合で説明する。繰り返しますと、第2回に向けた課題として、資料5のスライド3から8で示した方向性で今後検討を進めることとし、その具体的な内容について、次回ステークホルダー会合で説明する。

2つ目が、中長期的な課題としまして、日韓暫定水域における操業秩序の構築や、より精度の高い資源評価に向けて、韓国との政府、民間レベルでの協議を進めると。繰り返しますと、中長期的な課題としまして、日韓暫定水域における操業秩序の構築や、より精度の高い資源評価に向けて、韓国との政府、民間レベルでの協議を進めると。以上の2点でございませう。

次回以降の取扱いについてですけれども、これらの項目について検討して、次回のステークホルダー会合で、できるだけ具体的に説明をしていきたいというふうに考えておりま

す。

あと、今回の議論を踏まえて、次回以降の取扱いについて、ただいま御説明しましたけれども、今回の議論を踏まえ整理した項目と次回以降の取扱いについて、このように考えておりますが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○参加者 細かな指摘で恐縮なのですが、資料5のスライド2の右下のABCの算定で、4,896トン×1.07になっていますが、0.91ですね。

○日向寺所長 そこはすみません、0.91の誤りですので、訂正いたします。

○参加者 公表されると思うので、修正された方がいいかなと。以上です。

○日向寺所長 ありがとうございます。

ほかに何か修正したい点とか、何か追加したいものとかございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、最後に、今後の予定について御説明をいたします。

○木村課長 境港漁調、木村です。今後の予定について御説明させていただきます。

ただいま整理させていただいた項目について、水産庁と水産機構にて検討を進めさせていただき、次回ステークホルダー会合において検討結果を御説明させていただきます。次回ステークホルダー会合は、準備が整えば、今年の3月に開催する方向で検討していきたいと考えております。

最後に、冒頭に説明したとおり、本日の議論概要及び議事録については、水産庁ホームページの本検討会のページに、準備ができ次第、掲載したいと考えております。以上です。

○日向寺所長 では、皆様、長時間にわたる御議論ありがとうございました。

ベニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）に関する第1回資源管理方針に関する検討会はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。